

2021年度秋季学内奨学金申請要項（高等学院生徒用）

高等学院における奨学金制度のうち、早稲田大学および高等学院独自の学内奨学金申請に関する要項となります。希望者は、以下の項目内容を熟読し、所定の手続きを必ず行ってください。

(1) 募集奨学金： 下表「秋季募集の学内奨学金等一覧」をご確認ください。

(2) 申請期限・方法等

①申請期限・場所： **9月30日（木） 高等学院事務所（必着）**

※レターパックなどの配達記録が残るもので郵送（封筒表に「学内奨学金応募書類在中」と朱書きしてください。）

※**本年度春季の同申請を完了された2・3年生は、今回の申請は不要**です（自動的に選考対象となります）。

ただし、家計急変等により申請時の内容に変更が生じた場合、高等学院事務所にお問い合わせください。

※**本年度春季の学内奨学金に採用された2・3年生は、今回申請しても選考対象にはなりません。**

②申請方法：

[1]必要書類をダウンロードしてください。 ※事務所でも配布しています。

○「奨学金登録票（A）の記入例・記入上の注意」

○申請関連の所定書式8点（[1]～[4]は全員提出、[5]～[8]は該当者のみ提出）

[1]「奨学金登録票（A）」 [2]「学内奨学金口座届」 [3]「学内奨学金選考シート」 [4]「収入に関する書類のチェックシート」（収入に関する書類表紙） [5]「収入に関する事情書（申告）」

[6]「無職または無収入者の生活状況報告書（申告）」 [7]「所得報告書」 [8]「取得不可能な証明書に関する申告書」

[2] 申請要項にしたがい、必要書類（以下③を参照）を作成・入手してください。

[3] 上記①の期限内・場所まで、以下③の必要書類全てを提出してください。

③申請に必要な書類： 以下 [1]～[4]までの書類をすべて揃えてください。

[1]「奨学金登録票（A）」（所定書式）

[2]「学内奨学金口座届」（所定書式）と、その口座の「通帳の表紙および表紙裏面のコピー」

[3]「学内奨学金選考シート（両高等学院）」（所定書式） ※必ず生徒本人が記入してください

[4] 収入に関する書類（次ページ以降の（3）を参照し、【収入に応じた各種証明書】等を揃えてください）

秋季募集の学内奨学金一覧

※すべてが返還不要の給付型（1年限りの単年度支給）です。

名 称	金額・対象	募集人数	内 容
小野梓記念奨学金 *1	年額300,000円 主に1年生（原級経験者不可）	7名	早稲田大学創立当初の功労者小野梓を記念し、修学上特に経済的に困難な生徒を援助することを目的とします。家計状況を重視して選考します。
校友会給付一般奨学金 *1	年額300,000円 1～3年生（原級経験者不可）	6名	早稲田大学卒業生で組織する校友会の寄付からなる奨学金で、経済的に修学困難でかつ学業成績優秀な生徒を採用します。
早稲田カード奨学金 *1	年額300,000円 1～3年生（原級経験者不可）	3名 (各学年1名)	校友が利用した早稲田カードの手数料還元金からなる奨学金で、経済的に修学困難な生徒を採用します。
早大生協給付奨学金 *1	年額300,000円 1～3年生（原級経験者不可）	1名	早稲田大学生協同組合からの寄付からなる奨学金で、経済的に修学困難な生徒を採用します。
高等学院 奨学金	一般 *1	4名以内	高等学院卒業生の保護者が学債の利息を寄付され、これに多くの卒業生と保護者の寄付、さらに一般篤志家からの寄付を合わせて設立されました。 ※家計急変者対象枠では、家計急変（主たる家計支持者の死亡）により緊急の経済援助を必要とする生徒を対象とします。
	家計急変	採用時期により決定 1～3年生	
高等学院同窓会 *1 奨学金	未定 1～3年生	未定	高等学院同窓会が経済的援助を必要とする生徒の救済を目的として設置した奨学金です。家計急変等で緊急の経済援助を必要とする生徒を対象とします。

*1 家計状況に関する基準（限度額の目安）は給与収入の場合約500万円以下、それ以外の所得の場合約130万円以下（両方ある場合は、一方の上限から他方を減じた額）。ただし、家族構成（就学者の人数）・通学状況・その他の事情を考慮した上で、所得基準（限度額）が定められていますので、おおよその目安となります。

(3) 収入に関する書類について

生徒本人と生計を一にする家族各人【全員分】について、下表の区分（父母・その他の家族）にしたがい、各人の該当する各種証明書を全て揃え提出してください。表紙に「収入に関するチェックシート」をつけてクリップ止めしてください。

※一度書類を提出いただいた後に、家計の詳細を確認する都合等のために、証明書類等の追加提出をお願いする場合があります。

父・母の両方 (2人分)	<ul style="list-style-type: none"> 以下の【父母の収入に関する書類一覧】に記載の該当証明書類全て 父母の収入の合計が150万円以下の場合/収入に関する特別な事情がある場合には、「収入に関する事情書(申告)」(次ページ以降の番号⑬の書類)を上記に加え提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ※父母の両方(2人分)の書類が必要です。退職していたり、専業主婦等で収入がない場合でも、収入がないことを確認するために書類の提出が必要です。 ※無収入者(専業主婦等)、パート、アルバイトの場合も必ず提出してください。 ※母子父子家庭、母あるいは父のいずれかを生計を一にしている方となります。
その他の家族 (祖父母・兄妹)	<ul style="list-style-type: none"> 最新の所得証明書(次ページ以降の番号①の書類) <ul style="list-style-type: none"> ※就学者(学生・生徒)や末就学者(小学生以下の子)は不要です。 ただし、各種学校や予備校が就学者に含まれませんので、提出が必要です。 ※無収入者、年金受給者、アルバイト等の場合も必ず提出してください。

《注意》1人が複数当てはまる場合は、それらすべての提出が必要となります。それぞれの収入について以下の該当項目の書類を揃えた上で、令和元年分「確定申告書(第一表・第二表)」のコピーを併せて提出してください(例:給与収入と不動産所得がある場合、以下の給与収入と不動産所得の両項目の該当書類が必要)。

【父母の収入に関する書類一覧】

必要な各種証明書類
(次ページ以降の該当番号の証明書を参照)

給与収入(会社員・パート・アルバイト等)・年金・恩給の場合	
2018年12月以前から勤務し現在に至る	① ②
2019年1月以降に転職し現在に至る	① ②・④・⑥
2019年1月以降に就職し現在に至る	① ②
2020年1月以降に勤務し現在に至る(2019年中に就業実績がない方)	① ②・④
現在から向こう3ヶ月以内に就職が決定している	① ⑤
2019年1月以降に退職した	① ⑥・⑦・⑪・⑫ ※⑩・⑫は必要に応じて提出
年金・恩給を受給している(遺族年金・障害者年金を含む)	① ⑦・⑩ ※⑦は必要に応じて提出
無収入の場合(専業主婦を含む)	
2018年12月以前から現在まで全く収入がない	① ⑦
2019年1月以降に収入がなくなり現在に至る	① ⑥・⑦・⑪・⑫ ※⑩・⑫は必要に応じて提出
自営業・自由業・農業等の場合	
営業・不動産・配当・事業・雑所得等のある場合	
2019年12月以前から事業を営み現在に至る	① ③
2020年1月以降から事業を始め現在に至る	① ③・⑧
2019年1月以降に廃業した	① ③・⑦・⑨
会社経営・会社役員の場合	
2019年12月以前から経営し現在に至る	① ②
2020年1月以降から経営し現在に至る	① ②・④・⑧
2019年1月以降に廃業した	① ⑥・⑦・⑨
外交員報酬の場合	
2019年12月以前から就業し現在に至る	① ③ ※③がない場合は「令和2年分支払調書」のコピーで可
2020年1月以降から就業し現在に至る	① ③・⑧ ※③がない場合は「令和2年分支払調書」のコピーで可
2019年1月以降に退職した	① ⑥・⑦
父母が海外在住で証明書が取れない場合	⑭
生活保護を受けている場合	① ⑮ (生活保護受給証明書には受給金額の記載が必要)
傷病手当金を受けている場合	① ⑯
各種手当(児童手当、児童扶養手当など)を受けている場合	金額が記載された通知書 等

(参考) モデルケース

父親(会社員で、2018年12月以前から勤務中)・母親(2020年12月に派遣社員を退職し、現在専業主婦で無収入)・祖父(年金を受給)・兄(大学生)・生徒本人の5人家族の場合

- 父親: ①所得証明書、②源泉徴収票
- 母親: ①(非)課税証明書、⑥退職証明書、⑦収入に関する事情書、⑩雇用保険受給資格者証(発行されている場合)
- 祖父: ①所得証明書、⑩年金の源泉徴収票
- 兄および生徒本人: (就学者なので)収入に関する書類は不要

① 最新の所得証明書（「課税証明書」・「非課税証明書」等）＜コピー可＞

※書類の名称は、自治体により異なる場合があります。

全ての収入・所得の種類と金額（無収入の場合でも総所得“0”と明記）、配偶者控除、扶養者控除等が記載されている公的証明書【市町村区役所で発行】

■記載内容：令和3年度課税証明書（2020年（令和2年）分の収入・所得の種類・内訳と金額が記載されたもの）
給与・年金・営業など総収入、総所得、配偶者控除・扶養者控除等が記載されていることが必要です。
2020年中に収入がなかった場合も、総所得“0”と記載された非課税証明書が必要です。

■使用目的：給与収入・事業所得・不動産所得などの所得の種類を特定するために使用します。

※生活保護世帯は、（非）課税証明書の他に、**受給金額が明記された「生活保護受給証明書」**も必要です。

② 令和2年分の「源泉徴収票」（コピー可）

給与所得を得ている者が勤務先から受取った「2020年（令和2年）分源泉徴収票」を提出してください。

※パート・アルバイトの場合も提出が必要です。

※複数の勤務先がある場合、すべて提出してください。

※確定申告時に使用した場合は、「確定申告書」（第一表・第二表）のコピーを提出してください。

③ 令和2年分の「確定申告書」（第一表・第二表の両方）（コピー可）

所得を得て、税務署に申告した者が保管している控え（税務所・電子申請の受付印があるもの）を提出してください。
2021年3月申告締切の「令和2年分確定申告書（控）」の第一表・第二表（両面）をコピーしてください。

なお、自営業や農業等の所得が少額のため確定申告をしていない場合は、「令和3年度市民税（県民税）申告書」（市町村区役所に提出した控え）のコピーを提出してください。

④ 直近3ヶ月分の「給与明細書」（コピー可）

給与所得を得ている者が勤務先から受取ったものを提出してください。

明細書には、氏名・支給月額（税込み総支給額）・勤務先名・支給年月が記載されていることが必要です。

⑤ 初任給見込証明書（申告）

就職予定者本人が作成してください。書式は自由ですが、次の5つの事項を必ず記入してください。

勤務先名・初任給見込月額（税込み総支給額）・本人署名・本人捺印・記入年月日

⑥ 退職証明書（コピー可）

勤務先から発行されたものを提出してください。退職年月日の記載がある「源泉徴収票」、「離職票」、「退職金の源泉徴収票」、「退職金支払証明書」など、**退職年月日・会社名・退職者氏名**が確認できるものでも差し支えありません。
なお、出願時以降に退職をする予定の場合には、勤務先から発行された「退職予定証明書」を提出してください。但し、退職予定は6ヵ月以内のものとなります。

⑦ 無職または無収入者の生活状況報告書（申告）

申請書類提出時点で、**無職**もしくは**無収入**の者は必ず、所定用紙に自署・捺印のうえ、生活費の出所等全てを記入してください。

【注意】無収入の場合、本紙の他に、【父母の収入に関する書類一覧】の該当する書類全てを必ず提出してください。

⑧ 所得報告書（所定用紙は申請要項に差込み）

2020年1月以降に年途中から自営業等を開始した場合、所得を得ている者が、所定用紙（所得報告書）に**1年間分の売上・経費・所得金額等（年間換算した見込額）**を記入してください。

⑨ 廃業証明書（コピー可）

破産、倒産、営業停止の場合は、関係官庁による「破産宣告書」または、「銀行取引停止通知書」等のコピーを提出してください。また、自営業で上記の証明が出ない場合は、商店会長等の第三者の証明書（書式自由：記入年月日、業種、店舗名、廃業年月日、廃業理由、事業主署名捺印、証明者署名・捺印が必要）を提出してください。

⑩ 年金の源泉徴収票（コピー可）

年金、恩給を受給している場合は、**受給中の年金すべて**（厚生年金、基礎年金、企業年金等）の令和2年分「年金の源泉徴収票」コピーを提出してください。

ただし、**2020年1月以降に年金の支給が始まった場合**、または**上記の源泉徴収票がない場合や障害者年金、遺族年金の場合**には、「年金振込通知書（はがき）」の両面（宛先を含む）コピーを提出してください。

「年金振込通知書（はがき）」の場合は、必ず**年に何回振込まれているか**を余白に記入してください。

⑪ 雇用保険受給資格者証（コピー可）

雇用保険（失業保険）を受給している場合、ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証（票）」（氏名・離職年月日・基本手当日額・所定給付日数が明記されていること）のコピーを提出してください。

⑫ 取得不可能な証明書に関する申告書

退職した勤務先から「源泉徴収票」や「退職証明書」の取得ができない場合に提出してください。正社員だった方はこの申告書を使用せず、退職証明書または雇用保険受給者資格証、離職票等の企業・団体または公的機関の発行する離職年月日がわかる証明（いずれもコピー可）を提出してください。

<p>⑬ 収入に関する事情書（申告）</p> <p>父母の収入の合計が150万円以下（給与所得者の収入、年金収入、営業収入等の合計が150万円以下）の場合、「A. 生活費の出所について」欄に生活費の出所、学費の負担状況等を年額を明示して具体的に記入してください。</p> <p>奨学金申請において収入状況、家庭状況に特別な事情がある場合は、「B. その他収入に関する特別な事情について」欄を使って申告してください。（住宅ローン等の借入は特別な事情に該当しません。）なお、記載内容により確認、追加書類の提出をお願いすることがあります。また、提出書類の内容により、この様式を使っての申告をお願いすることがあります。</p>
--

<p>⑭ 2020 年中の総収入を証明する書類（書式自由）</p> <p>父母が海外在住のため証明書がとれない場合は、勤務先に2020年中の総収入を証明する書類（円換算で記載、日本語訳添付）を作成してもらい提出してください。また、勤務先の本社が日本にある場合は、現地給与と内地給与および扶養関係の記載も必要となります。</p> <p>なお、海外勤務の期間に応じ、以下のとおり書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年12月以前から現在こいたるまで海外で勤務している場合は、「2020年中の総収入を証明する書類」を提出してください。 ・2019年1月時点で海外で勤務しており、現在は国内に勤務している場合は、「勤務先が発行した海外勤務期間がわかる書類のコピー」および「④直近3ヶ月分の給与明細書（コピー）」を提出してください。（「2020年中の総収入を証明する書類」の提出は不要です。） ・2020年1月以降に海外勤務となった場合は、海外勤務開始日を明記して「2020年中の総収入を証明する書類」を提出してください。
--

<p>⑮ 生活保護受給証明書</p> <p>生活保護世帯は最新の所得証明書（非課税証明書）の他に、受給金額が明記された「生活保護受給証明書」を提出してください。</p>

<p>⑯ 傷病手当金通知書</p> <p>病気やけが等で休職し、傷病手当金を受給している場合は、「先月分の傷病手当金通知書」のコピーを提出してください。余白に支給終期を記載してください。給与も支給されている場合は、「④直近3ヵ月分の給与明細書」のコピーを提出してください。</p>

<p>⑰ 身体障害者手帳・療育手帳・被爆者手帳のコピー</p> <p>市町村区役所発行の身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳・緑の手帳等）・被爆者手帳のコピーを提出すると共に、奨学金登録票（A）の該当欄に手帳番号をご記入ください。国の指定する難病に該当する場合は奨学金登録票（A）該当欄に病名を記入してください。</p>
--

・所得関係書類をひとまとめにし、表紙に「収入に関するチェックシート」をつけてクリップ止めしてください。

<p>* 学内奨学金の所得基準（限度額）</p> <p>父母の所得の種類（給与・それ以外の所得）・家族構成（就学者の人数・学校種類等）・通学形態（自宅・自宅外）・その他の事情を考慮した上で、所得基準（限度額）が定められています。4人家族（父・母・本人・弟<中学校>）のモデルケースでの目安は以下のとおり。</p> <p style="text-align: center;">（世帯収入 ※課税前） 給与所得 約500万円／それ以外の所得 約130万円</p>

(4) 選考結果通知

選考結果は採用・不採用にかかわらず、申請者（生徒）宛に12月中旬（予定）にお知らせします。

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金申請書類に記載されている個人情報については、奨学金業務にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。 ・一度提出された奨学金申請書類は、採否・事由を問わず返却されません。 ・選考の結果奨学金に採用された後、学業成績や出席日数による原級、休学・退学等の学籍異動、または奨学生として不適当と認められた場合には、奨学金採用を取消し、奨学金の返還を求めることがあります。
-------------	--

問い合わせ先	〒177-0044 東京都練馬区上石神井3-31-1 早稲田大学高等学院事務所 奨学金担当
書類送付先	TEL. 03-5991-4156 E-mail: gakuseki61@list.waseda.jp